

町田市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)6月5日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立公園条例の一部を改正する条例

第1条 町田市立公園条例（昭和45年12月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前														
<p>(駐車料金)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、公園内の行事等により駐車場の混雑が予想される日であらかじめ市長が指定する日においては、当該駐車場の駐車料金（大型自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車をいう。第17条の2及び別表第4において同じ。）に係るものを除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限として、規則で定める額とすることができる。</p> <p>(1) 道路交通法第3条に規定する中型自動車（別表第4において「<u>中型自動車</u>」という。） 1,000円</p> <p>(2) 道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車（別表第4において「<u>普通自動車等</u>」という。） 500円</p> <p>(3) 道路交通法第3条に規定する大型自動2輪車及び普通自動2輪車並びに同法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（別表第4備考において「<u>大型自動2輪車等</u>」という。） 200円</p> <p>4～6 略</p> <p>別表第1（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="224 1137 1108 1388"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>有料公園施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>小山上沼公園</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>忠生スポーツ公園</td> <td>忠生スポーツ公園駐車場</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	有料公園施設の名称	略	略	小山上沼公園	略	忠生スポーツ公園	忠生スポーツ公園駐車場	<p>(駐車料金)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、公園内の行事等により駐車場の混雑が予想される日であらかじめ市長が指定する日においては、当該駐車場の駐車料金（大型自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車をいう。第17条の2及び別表第4において同じ。）に係るものを除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限として、規則で定める額とすることができる。</p> <p>(1) 道路交通法第3条に規定する中型自動車 1,000円</p> <p>(2) 道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車 500円</p> <p>(3) 道路交通法第3条に規定する大型自動2輪車及び普通自動2輪車並びに同法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車 200円</p> <p>4～6 略</p> <p>別表第1（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1187 1137 2072 1326"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>有料公園施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>小山上沼公園</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	有料公園施設の名称	略	略	小山上沼公園	略
都市公園名	有料公園施設の名称														
略	略														
小山上沼公園	略														
忠生スポーツ公園	忠生スポーツ公園駐車場														
都市公園名	有料公園施設の名称														
略	略														
小山上沼公園	略														

別表第2（第7条関係）

- 1 略  
2 駐車場

有料公園施設の名称	利用時間
略	略
小山上沼公園駐車場	略
忠生スポーツ公園駐車場	午前6時から午後9時30分まで

- 3・4 略

別表第4（第8条、第8条の2、第21条関係）

- 1 略  
2 駐車場

有料公園施設の名称	自動車の区分	駐車料金
サン町田旭体育館駐車場 町田中央公園駐車場	大型自動車	1,500円
	中型自動車	時間制による駐車料金
	普通自動車等	時間制による駐車料金
野津田公園駐車場 小野路公園駐車場 相原中央公園駐車場	大型自動車	1,500円
	中型自動車	指定日にあつては1,000円、指定日以外の日にあつては無料
	普通自動車等	指定日にあつては時間制による駐車料金、指定日以外の日にあつては無料

別表第2（第7条関係）

- 1 略  
2 駐車場

有料公園施設の名称	利用時間
略	略
小山上沼公園駐車場	略

- 3・4 略

別表第4（第8条、第8条の2、第21条関係）

- 1 略  
2 駐車場

自動車の区分	駐車料金
大型自動車	1,500円
道路交通法第3条に規定する中型自動車	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) サン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園駐車場 時間制による駐車料金 (2) 鶴間公園駐車場 利用時間が1時間を超える部分について30分までごとに200円 (3) 薬師池公園駐車場、薬師池西公園駐車場、芹ヶ谷公園駐車場、成瀬うさぎ谷戸公園駐車場、本町田後田公園駐車場及び小山上沼公園駐車場 1,000円

鶴間公園駐車場	普通自動車等	利用時間が1時間までの場合にあつては無料、1時間を超える場合にあつては1時間を超える部分について30分までごとに200円
日向山公園駐車場 忠生公園駐車場	中型自動車	指定日にあつては1,000円、指定日以外の日にあつては無料
	普通自動車等	指定日にあつては時間制による駐車料金、指定日以外の日にあつては無料
薬師池公園駐車場 薬師池西公園駐車場	大型自動車	1,500円
	中型自動車	1,000円
	普通自動車等	時間制による駐車料金
芹ヶ谷公園駐車場 成瀬うさぎ谷戸公園 駐車場 小山上沼公園駐車場 忠生スポーツ公園駐 車場	普通自動車等	時間制による駐車料金
本町田後田公園駐車 場	中型自動車	1,000円
	普通自動車等	時間制による駐車料金

備考

	(4) 前3号に掲げる駐車場以外の駐車場 指定日にあつては1,000円、指定日以外の日にあつては無料
道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) サン町田旭体育館駐車場、町田中央公園駐車場、薬師池公園駐車場、薬師池西公園駐車場、芹ヶ谷公園駐車場、成瀬うさぎ谷戸公園駐車場、本町田後田公園駐車場及び小山上沼公園駐車場 時間制による駐車料金 (2) 鶴間公園駐車場 利用時間が1時間を超える部分について30分までごとに200円 (3) 前2号に掲げる駐車場以外の駐車場 指定日にあつては時間制による駐車料金、指定日以外の日にあつては無料

備考

1・2 略

3 普通自動車等について指定日のみ時間制による駐車料金を徴収する駐車場にあっては、無料時間内に駐車場から退場し、かつ、再度当該駐車場に同一の普通自動車等を駐車した場合において、当該退場をした時刻から当該再度駐車をした時刻までの時間が15分以内であるときは、当該時間も継続して駐車をしていたものとみなす。

4 略

5 大型自動2輪車等の駐車料金は、無料とする。

1・2 略

3 無料時間内に駐車場から退場し、かつ、再度当該駐車場に同一の自動車を駐車した場合において、当該退場をした時刻から当該再度駐車をした時刻までの時間が15分以内であるときは、当該時間も継続して駐車をしていたものとみなす。ただし、当該駐車場がサン町田旭体育館駐車場、町田中央公園駐車場、薬師池公園駐車場、薬師池西公園駐車場、芹ヶ谷公園駐車場、成瀬うさぎ谷戸公園駐車場、本町田後田公園駐車場又は小山上沼公園駐車場である場合には、この限りでない。

4 略

第2条 町田市立公園条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(駐車料金)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、公園内の行事等により駐車場の混雑が予想される日であらかじめ市長が指定する日においては、当該駐車場の駐車料金（大型自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車をいう。第17条の2及び別表第5において同じ。）に係るものを除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限として、規則で定める額とすることができる。</p> <p>(1) 道路交通法第3条に規定する中型自動車（<u>別表第5</u>において「中型自動車」という。） 1,000円</p> <p>(2) 道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車（<u>別表第5</u>において「普通自動車等」という。） 500円</p> <p>(3) 道路交通法第3条に規定する大型自動2輪車及び普通自動2輪車並びに同法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（<u>別表第5備考</u>において「大型自動2輪車等」という。） 200円</p> <p>4～6 略</p>	<p>(駐車料金)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、公園内の行事等により駐車場の混雑が予想される日であらかじめ市長が指定する日においては、当該駐車場の駐車料金（大型自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車をいう。第17条の2及び別表第5において同じ。）に係るものを除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限として、規則で定める額とすることができる。</p> <p>(1) 道路交通法第3条に規定する中型自動車（<u>別表第4</u>において「中型自動車」という。） 1,000円</p> <p>(2) 道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車（<u>別表第4</u>において「普通自動車等」という。） 500円</p> <p>(3) 道路交通法第3条に規定する大型自動2輪車及び普通自動2輪車並びに同法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（<u>別表第4備考</u>において「大型自動2輪車等」という。） 200円</p> <p>4～6 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にされた忠生スポーツ公園駐車場の管理業務を行わせる者

を選定する手続は、この条例による改正後の町田市立公園条例の規定によりなされたものとみなす。